どを対象に、支援を行

います。

対象となる取り

み=

① 化

学肥料

化学合成農薬を5

上低減

さらに緑肥

届け する場合。 対象=①建築工事届…床面 ②建築物除却届…床面積が ㎡を超える建築物を解体 :出者= 10 増改築する場合。 ㎡を超える建築物を ①建築主②工事

※②で床面積が80 届け出期限=建築や解体工 ジからも取得できます届け出書は市のホーム 同課へ提出してく 建築課に備え付けの各届け の着手前。 書に必要事項を記入し、 $m^{\!\!\!\!\!2}$ 事着手の 、ださい ムペ

届け

出方法=本庁(別館)

者

地域内の農地。

対象農地=市内の農業振興

による取り組み。

農薬を使用しない有機農業 組み②化学肥料・化学合成

施肥などを実施する取

き込みや

農業者、 申請条件 るこ う集落営農、 申請対象者=個人や法人の ●申請する作物で、エが、販売を目的とすエ マ (※有機農 共同販売経理を行 Ш の認定を受け 農業者グ 申請する作物 エ ること って ル

後 10

時まで。

① 12 月

·利用

|時間||午前

9時から午

交付単価 堆肥の施肥は4、400 作物は3、000 有機農業のうち雑穀・ 0 0 0 10 円 ア 円 (※ただ (あたり)

8

問本庁(別館)・

交付金の取組者を募集環境保全型農業直接支払

に、申請書類を本庁 ▼申請方法=6月30口

日
用
ま
で

申請書類を本庁(別館)・

業は コフ 日から1月3日まで)。 尋ねくださ **休館日**=年末年始

る場合は、

解体工

日前までに、

建設リ

÷

ル法に基づく届け

※利用料金などの詳細は、 振興課へ事前に登録、 込みが必要です 事前に登録、 生涯学習 課

集会室。 実習室、 部屋の種類=体育室、 **所在地**=市内久玉町57 各種市民団体の会議やスポ て、 ツなどに利用できます。 ぜひご利用ください 生涯学習セ ます。 会議室、 ンタ 講習室、

を設

主的な活動や交流を行う場と 市民の皆さんが自

市生涯学習センター 利用し ませんか を

生物多様性保全に効果の高い

む農業者

市では、

地域温暖化防止

きれる。農業振興課へ

へ提出

課税明細書のご確認を!

平成26年1月1日現在で土地や家屋を所有している人に、固定資産税 都市計画税課税明細書を4月下旬に発送しますので、内容の確認をお願い します。特に、平成25年中に土地の購入や売却、家屋の新築・増改築や取 り壊し、または相続などによって所有する固定資産に変更があった人は 課税内容の確認をお願いします。

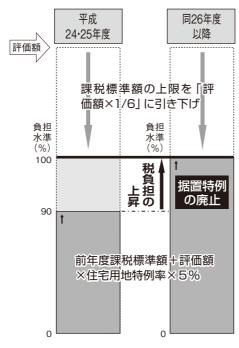
詳細は本庁・課税課へお尋ねください。なお、納税通知書は6月中旬に送付予定です。

固定資産税「土地」の計算方法について

平成24年度の地方税法改正により、固定資産(住宅 用地)に講じられている「固定資産税の据置特例」が 平成26年度から廃止されます。このことにより、一部 の住宅用地について税額が上昇します。

- ※「固定資産税の据置特例」とは、評価額の上昇に伴 い住宅用地の税額が急に上昇しないように設けられ た経過措置です。平成24・25年度までは、経過措 置として負担水準が90%以上の土地については、据 置特例が継続されていましたが、平成26年度からは 完全に廃止されます。これにより、負担水準が100 %未満の住宅用地では、税額が上昇します。
- ※負担水準が100%未満の土地については、「前年度 の課税標準額+評価額×住宅用地特例率×5%|を 課税標準額とします。
- ※都市計画税についても、同様の取り扱いとなります。 ※「負担水準」とは、個々の宅地の課税標準額が評価 額に対してどの程度まで達しているかを示すもの で、次の算式によって求められます。

●地方税法改正のイメージ: 住宅用地(小規模)の場合



負担水準(%)=前年度課税標準額÷(新評価額×住宅用地特例率)×100

住宅用地特例率は、6分の1または3分の1(都市計画税は3分の1または3分の2)。

問本庁・課税課

[事務補助嘱託員]

- ■勤務場所·予定人員=本庁·総務課···1 人程
- ■業務内容=パソコンを使ったデータ入力、臨 時・非常勤職員賃金などの支払い業務・社会 保険の各種手続き、その他事務補助全般。
- ■応募資格=基本的なパソコン操作(文書作成 や表計算など)ができる人。
- ■雇用期間=6月1日回から平成27年3月31 日必まで。

- ■勤務時間=月~金曜日(祝日、年末年始を 除く)の週29時間。
- **■報酬(月額)=10万3.800円(別途、通勤手** 当を要件に応じて支給)。
- ■試験内容・日程=面接。後日連絡します。
- ■申込方法=市販の履歴書に必要事項を記入 し、4月30日 (水着)までに〒863-8631(住所記載不要)天草市役所・総務 課へ郵送または持参してください。

問本庁・総務課

欧斯国福司[[图]

- ▶対象活動=市の資源物回収日程とは別の日また。 は別の場所で行っている回収活動。
- ▶対象団体=各地区自治組織、PTA、地区子ど も会、老人クラブ、婦人会、青年団など(NPO 法人は対象となりません)。
- ▶報奨金の種類=次の2種類があります。
- ①回収量をもとに算定する報奨金 品目別の回収量に下表の報奨金単価を乗じた額 (10円未満の端数は切り捨て)を交付。

●品目別報奨金単価

品目	古紙類	古布類	空きビン類	空き缶類	ほかの資源物
単価	2円/kg	2円/kg	1円/本	1円/kg	1円/kg

②実施回数で算定する報奨金

- 年間を通して2回以上実施した場合で、一定の 基準を満たすもの(実施回数-1回)に2.000 円を乗じて算出した額(上限1万円)を交付。
- ▶申請方法=本庁·環境施設課または各支所担当 課に備え付けの申請書に必要事項を記入し、同 課へ提出してください。※交付を受けようとす る団体は、事前に登録が必要です。
- ▶申請期限=4月中に回収活動を行う団体は、4 月25日 金まで。※5月1日以降に回収活動を始 める団体は、活動の前日までに必ず登録手続き を済ませてください。
- ▶報奨金交付の手続き=回収活動が終了後、速や かに実施報告書を提出してください。詳細は登 録団体の代表者へ直接お知らせします。

問本庁・環境施設課

5